

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

分任契約担当官  
自衛隊札幌病院  
会計課長 齊藤 祐

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
Aグループ：胃部検診車両 賃借料  
Bグループ：胃部検診車両 賃借料
- (2) 規格等  
品目等内訳書のとおり
- (3) 納期  
品目等内訳書のとおり

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第7項(2)の契約条項を適用する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和8年3月26日(木)13時30分  
自衛隊札幌病院1Fカンファレンスルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 適用する契約条項等

駐屯地標準契約書「賃貸借契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の保護に関する特約条項及び部分払いに関する特約条項

### (3) 保証金等に関する事項

#### ア 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

#### イ 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

### (4) 入札の無効

- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- ウ 入札に関する条項に違反した入札
- エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- オ 電報・電話・FAXによる入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 落札決定方式

グループ毎の総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

### (7) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする（ただし、本予算決定後（暫定予算含む））。

イ 入札に参加する場合は、令和7・8・9年度の資格審査結果通知書（写）及び高度管理医療機器等貸与業許可書（写）を提出すること。

ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）及び高度管理医療機器等貸与業許可書（写）を同封し、簡易書留にて令和8年3月25日（水）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和8年3月26日（木）入札グループ名 入札書在中」

カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

ク 入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：高橋）

TEL：011-581-3101（内線：4243）

ケ 仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 衛生資材部 衛生資材課 整備班（担当：福本）

TEL：011-581-3101（内線：4427）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

(ア) 自衛隊札幌病院総務部会計課

(イ) 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>

イ 掲示期間

令和8年3月5日（木）～令和8年3月26日（木）

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
    - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
    - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
    - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合





陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
胃部検診車両 賃借料		札幌病衛 5-21B	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 5年 9月 13日
		変 更	令和 7年 2月 10日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

**1 総則**

**1.1 適応範囲**

この仕様書は、自衛隊札幌病院（以下、「当院」という）において使用する胃部検診車両（以下、「検診車」という）の賃借料について規定する。

**1.2 引用文書**

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

**a) 仕様書**

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

**1.3 用語及び定義**

この仕様書で用いる用語及び定義は、その他関係法令等による。

**1.4 一般的事項**

製品は、“国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号（平成31年2月改訂））”に適合するものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、契約業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

**2 製品に関する要求**

**2.1 品名・数量**

調達要領指定書による。

**2.2 機能・性能**

調達要領指定書による。

**2.3 受け渡し場所**

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院

**2.4 借上げ期間**

借上げ期間は、調達要領指定書によって指定する。ただし、納入時期については別途調整による。

**3 その他の指示**

**3.1 特記事項**

a) 本仕様書に関し、不明事項及び変更等が生じた場合は官側と調整し、その指示によるものとする。

b) 検診中に検診車が故障した場合、代替車両を用意できる場合はすみやかに用意すること。

**3.2 個人情報の管理**

- a) 受託者は、個人情報漏洩の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- b) 受託者は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- c) 受託者は、委託業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- d) 委託業務に関し事故等が発生した場合には、受託者は速やかにその内容を官側に報告する。
- e) 官側は、受託者が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

### 3.3 保険の補償範囲

保険は、契約相手側が加入するものとし、保険の補償に関しては、下記のとおりとする。

#### a) 対人補償

1名につき無制限とする。

#### b) 対物補償

1事故につき無制限とする。

#### c) 車両保険

1事故につき車両時価額（免責額0円）とする。

### 3.4 操作教育

納入後、官側使用者に対する操作教育を行うものとする。

### 3.5 保守

a) 撮影機器および車両について、官側の責任による故障以外の不具合発生時は、24時間対応し、速やかに修理対応（無償）するものとする。

b) 不具合が発生した際、緊急に連絡がとれるよう、北海道に営業所等を有するものとする。

### 3.6 燃料

燃料は、当院出発時満タンとし、当院から営業所まで消費する燃料については、契約業者負担とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号											
	調 達 要 求 番 号	6MTF1AR1001										
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8年 2月20日										
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課										
	作 成 年 月 日	令和 8年 2月20日										
品 名	胃部検診車両 賃借料											
仕 様 書 番 号	札幌病衛 5-21B											
指定事項												
<p>2 製品に関する要求</p> <p>2.1 品名・数量</p> <table border="1" data-bbox="491 707 1190 837"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胃部検診車両</td> <td>胃部検診車両1台</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2 機能・性能</p> <p>1) 検診車は、専用のX線撮影装置、撮影台、操作室、待合室、冷・暖房装置、攪拌機、分注器（PW-6N同等）、PC・USB・DVD（画像データ抽出用）及び放送装置を装備した車両であること。</p> <p>2) 撮影装置添付書（耐用年数10年）の規定に応じた更新計画がなされていること。また、それに準じた定期点検、保守整備等の計画がなされていること。</p> <p>3) 検診車は、1時間に20名程度の撮影が可能なこと。</p> <p>4) 駐車場において車輪留め、安定ジャッキで安全性の確保が可能なこと。</p> <p>5) 駐車場において検診車の水平が保たれること。</p> <p>6) 発動発電機を搭載し、100Vの外部電源または搭載した発動発電機により検査可能なこと。</p> <p>7) 検診データは2500名程度の撮影データが保存可能なこと。</p> <p>8) 検診データについては契約業者が用意したDVD（消耗品）に書き込み、官側に渡すことを基準とするも、必要なDVDの数量によりその都度契約業者と官側との調整による。</p> <p>9) 監視用カメラのモニターは操作室にあり、操作室でモニター及び操作が可能なこと。または、操作室から撮影台を目視で確認できること。</p> <p>2.3 借上げ期間</p> <p>令和8年4月1日～同年8月6日</p>					連番	品 名	規 格	数 量	1	胃部検診車両	胃部検診車両1台	1式
連番	品 名	規 格	数 量									
1	胃部検診車両	胃部検診車両1台	1式									

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
胃部検診車両 賃借料		札幌病衛 5-21B	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 5年 9月13日
		変 更	令和 7年 2月10日
		作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院（以下、「当院」という）において使用する胃部検診車両（以下、「検診車」という）の賃借料について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、その他関係法令等による。

1.4 一般的事項

製品は、“国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号（平成31年2月改訂））”に適合するものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、契約業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

2.1 品名・数量

調達要領指定書による。

2.2 機能・性能

調達要領指定書による。

2.3 受け渡し場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院

2.4 借上げ期間

借上げ期間は、調達要領指定書によって指定する。ただし、納入時期については別途調整による。

3 その他の指示

3.1 特記事項

- a) 本仕様書に関し、不明事項及び変更等が生じた場合は官側と調整し、その指示によるものとする。
- b) 検診中に検診車が故障した場合、代替車両を用意できる場合はすみやかに用意すること。

3.2 個人情報の管理

- a) 受託者は、個人情報漏洩の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- b) 受託者は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- c) 受託者は、委託業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- d) 委託業務に関し事故等が発生した場合には、受託者は速やかにその内容を官側に報告する。
- e) 官側は、受託者が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

### 3.3 保険の補償範囲

保険は、契約相手側が加入するものとし、保険の補償に関しては、下記のとおりとする。

#### a) 対人補償

1名につき無制限とする。

#### b) 対物補償

1事故につき無制限とする。

#### c) 車両保険

1事故につき車両時価額（免責額0円）とする。

### 3.4 操作教育

納入後、官側使用者に対する操作教育を行うものとする。

### 3.5 保守

a) 撮影機器および車両について、官側の責任による故障以外の不具合発生時は、24時間対応し、速やかに修理対応（無償）するものとする。

b) 不具合が発生した際、緊急に連絡がとれるよう、北海道に営業所等を有するものとする。

### 3.6 燃料

燃料は、当院出発時満タンとし、当院から営業所まで消費する燃料については、契約業者負担とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6MTF1AR1002
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8年 2月 20日
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 8年 2月 20日
品 名	胃部検診車両 賃借料	
仕様書番号	札幌病衛 5-21B	

指定事項

2 製品に関する要求

2.1 品名・数量

連番	品 名	規 格	数量
1	胃部検診車両	胃部検診車両 1台	1式

2.2 機能・性能

- 1) 検診車は、専用のX線撮影装置、撮影台、操作室、待合室、冷・暖房装置、攪拌機、分注器（PW-6N同等）、PC・USB・DVD（画像データ抽出用）及び放送装置を装備した車両であること。
- 2) 撮影装置添付書（耐用年数10年）の規定に応じた更新計画がなされていること。また、それに準じた定期点検、保守整備等の計画がなされていること。
- 3) 検診車は、1時間に20名程度の撮影が可能なこと。
- 4) 駐車場において車輪留め、安定ジャッキで安全性の確保が可能なこと。
- 5) 駐車場において検診車の水平が保たれること。
- 6) 発動発電機を搭載し、100Vの外部電源または搭載した発動発電機により検査可能なこと。
- 7) 検診データは2500名程度の撮影データが保存可能なこと。
- 8) 検診データについては契約業者が用意したDVD（消耗品）に書き込み、官側に渡すことを基準とするも、必要なDVDの数量によりその都度契約業者と官側との調整による。
- 9) 監視用カメラのモニターは操作室にあり、操作室でモニター及び操作が可能なこと。または、操作室から撮影台を目視で確認できること。

2.3 借上げ期間

令和8年8月17日～令和9年1月29日